

宮城県後期高齢者医療広域連合条例第28号（平成19年11月21日）

宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 後期高齢者医療給付（第2条）

第3章 保健事業（第3条）

第4章 保険料（第4条 第23条）

第5章 雑則（第24条）

第6章 罰則（第25条 第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 宮城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う後期高齢者医療については、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「施行規則」という。）その他の法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章 後期高齢者医療給付

（葬祭費）

第2条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として5万円を支給する。

第3章 保健事業

（保健事業）

第3条 広域連合は、健康診査その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業

(以下「保健事業」という。)を行う。

2 前項に定めるもののほか、保健事業に関し必要な事項は、別にこれを定める。

第4章 保険料

(保険料の賦課額)

第4条 法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額は、被保険者につき算定する所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者(以下「被扶養者であった被保険者」という。)に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定する被保険者均等割額とする。

2 前項の保険料の賦課額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(保険料の所得割額)

第5条 前条第1項の所得割額は、地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに令第7条第1項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額(以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。)の合計額から同法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率(以下「所得割率」という。)を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前条、この条本文、次条から第9条までの規定に基づき当該被保険者に係る保険料の賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が第10条に定める賦課額の限度額を上回ることが確実に見込まれる場合には、施行規則第83条の規定により基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

第12条第3号に規定する所得割総額

被保険者(被扶養者であった被保険者を除く。)につき施行規則第85条の規

定により算定する特定期間（法第116条第2項第1号に規定する特定期間をいう。以下同じ。）における各年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の合計額の見込額

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定する。

3 第1項の所得割率に小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを切り上げる。

4 第1項の所得割額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

（平成20年8月・一部改正）

（被保険者均等割額の算定）

第6条 第4条第1項の被保険者均等割額は、第12条第3号に規定する被保険者均等割総額を特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数の見込数で除して得た額とする。

2 前項の被保険者均等割額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

（所得割率及び被保険者均等割額の適用）

第7条 所得割率及び前条の規定により算定する被保険者均等割額は、広域連合の全区域にわたって均一とする。

（所得割率）

第8条 平成24年度及び平成25年度の所得割率は、0.0830とする。

（平成22年2月・平成24年2月・一部改正）

（被保険者均等割額）

第9条 平成24年度及び平成25年度の被保険者均等割額は、40,920円とする。

（平成22年2月・平成24年2月・一部改正）

(保険料の賦課限度額)

第 10 条 第 4 条第 1 項の賦課額は，55 万円を超えることができない。

(平成 24 年 2 月・一部改正)

(賦課期日)

第 11 条 保険料の賦課期日は，4 月 1 日とする。

(保険料の賦課総額)

第 12 条 特定期間における各年度の法第 104 条第 2 項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額 (第 14 条及び第 15 条に規定する基準に従い第 4 条から第 10 条までの規定に基づき算定した所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては，その減額することとなる額を含む。) の合計額の合計額 (以下「賦課総額」という。) は，次のとおりとする。

賦課総額は，特定期間における各年度のイに掲げる合計額の見込額からロに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。

イ 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額，入院時食事療養費，入院時生活療養費，保険外併用療養費，療養費，訪問看護療養費，特別療養費，移送費，高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額，法第 70 条第 3 項 (法第 74 条第 10 項，第 75 条第 7 項及び第 76 条第 6 項において準用する場合を含む。) 及び第 78 条第 7 項の規定による審査及び支払に関する事務の執行に要する費用 (法第 70 条第 4 項 (法第 74 条第 10 項，第 75 条第 7 項，第 76 条第 6 項及び第 78 条第 8 項において準用する場合を含む。) の規定による委託に要する費用を含む。) の額，財政安定化基金拠出金及び法第 117 条第 2 項の規定による拠出金の納付に要する費用の額，法第 116 条第 2 項第 1 号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額，保健事業に要する費用の額その他後期高齢者医

療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。以下この条において同じ。）の額の合計額

ロ 法第93条，第96条及び第98条の規定による負担金，法第95条の規定による調整交付金，法第100条の規定による後期高齢者交付金，法第117条第1項の規定による交付金，法第102条及び第103条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用のための収入の額の合計額

前号の予定保険料収納率は，特定期間における各年度に賦課すべき保険料の額の合計額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる保険料の額の合計額の合計額の割合として施行規則第89条に規定する方法により算定する率とする。

賦課総額は，所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし，所得割総額は，被保険者均等割総額に，当該特定期間における各年度の広域連合の被保険者の所得の平均額のすべての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して施行規則第90条に規定する方法により算定する所得係数の見込値を乗じて得た額とする。

（平成21年2月・一部改正）

（賦課期日後に被保険者の資格取得等があった場合の保険料の算定）

第13条 保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した被保険者に係る保険料の額の算定は，被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に被保険者の資格を喪失した被保険者に係る保険料の額の算定は，被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

（所得の少ない者に係る保険料の減額）

第14条 基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の被保険者に対して賦課する所得割額は，当該年度分の所得割額から当該所得割額に2分の1を乗じて得た額を控除した額とする。

2 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該年度分の被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除した額とする。

当該年度の保険料の賦課期日（保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合にあっては、被保険者の資格を取得した日。以下この条において「賦課期日」という。）において、被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者（以下この条及び第19条において「被保険者等」という。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに令第18条第4項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下この条において「総所得金額等」という。）の当該世帯における合算額が地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額

前号の規定による減額の対象となる被保険者であって、賦課期日において当該被保険者及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した令第15条第1項第4号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない世帯に属する被保険者 当該年度分の被保険者均等割額に10分の9を乗じて得た額

賦課期日において前2号の規定による減額がされない被保険者等につき算定した総所得金額等の当該被保険者等の属する世帯における合算額が地方税法第314条の2第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者（世帯主を除く。）の数に24万5,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

賦課期日において前3号の規定による減額がされない被保険者等につき算定した総所得金額等の当該被保険者等の属する世帯における合算額が地方税法第31

4条の2第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に35万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

3 前項各号の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は令第18条第4項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第3項から第5項までの規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとして計算する。

4 第2項第2号の規定による減額の対象となる被保険者は、同項第1号の規定を適用しない。

5 第1項及び第2項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

（平成21年2月・一部改正）

（被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額）

第15条 被扶養者であった被保険者（前条第2項第1号から第3号までの規定による減額がされない被保険者に限る。）が法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該年度分の被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を控除した額とする。

2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

（平成21年2月・一部改正）

（保険料の額の通知）

第16条 保険料の額が定まったときは、広域連合長は、速やかにこれを被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

(保険料の徴収猶予)

第 17 条 広域連合長は、次に掲げる理由により被保険者及び連帯納付義務者（法第 108 条第 2 項及び第 3 項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下この条及び次条において同じ。）がその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、6 月以内の期間を限って、その徴収を猶予することができる。

震災、風水害、火災その他これらに類する災害を受けたこと。

死亡し、又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したこと。

事業若しくは業務が休廃止され、事業若しくは業務における損失が生じ、又は失業したこと。

2 前項の規定により保険料の徴収の猶予を受けようとする被保険者又は連帯納付義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収の猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。

被保険者及び連帯納付義務者の氏名及び住所

徴収の猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の特別徴収の対象となる年金給付の支払に係る月

徴収の猶予を必要とする理由

3 第 1 項の規定により保険料の徴収の猶予を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

(保険料の減免)

第 18 条 広域連合長は、次に掲げる理由により被保険者及び連帯納付義務者がその納付すべき保険料の全部又は一部を納付することができないと認める場合においては、保険料を減免することができる。

震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。

死亡し、又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、収入が著しく減少したこと。

事業若しくは業務が休廃止され、事業若しくは業務における損失が生じ、又は失業したことにより、収入が著しく減少したこと。

2 前項に規定する場合のほか、広域連合長は、被保険者及び連帯納付義務者が保険料を納付しないことについて特別の理由があると認める場合においては、保険料を減免することができる。

3 第1項の規定により保険料の減免を受けようとする被保険者又は連帯納付義務者は、普通徴収の方法により保険料を徴収される場合にあっては納期限の7日前までに、特別徴収の方法により保険料を徴収される場合にあっては特別徴収の対象となる年金給付の直近の支払日の7日前までに、第2項の規定により保険料の減免を受けようとする被保険者又は連帯納付義務者は、広域連合長が別に定める期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。

被保険者及び連帯納付義務者の氏名及び住所

減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の特別徴収の対象となる年金給付の支払に係る月

減免を必要とする理由

4 第1項又は第2項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

(平成23年8月・一部改正)

(保険料に関する申告)

第19条 被保険者等は、4月15日まで(保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合にあっては、被保険者の資格を取得した日から15日以内)に、被保険者等の所得その他広域連合長が必要と認める事項を記載した申告書を広域連合長

に提出しなければならない。ただし、当該被保険者等の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書が市町村長に提出されている場合又は当該被保険者等が同項ただし書の適用を受ける者（同項ただし書の市町村の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りではない。

（保険料の納付）

第20条 保険料は、市町村が当該市町村に住所を有する被保険者及び法第55条の規定の適用を受ける被保険者から徴収し、その徴収した額を広域連合に納付するものとする。

（市町村が徴収すべき保険料の額）

第21条 保険料の賦課期日後に被保険者が住所を有することとなった市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有することとなった日の属する月から月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に被保険者が住所を有しなくなった市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有しなくなった日の翌日の属する月の前月まで月割りをもって行う。ただし、当該市町村に住所を有しなくなった日に他の市町村に住所を有するに至ったときは、その住所を有しなくなった日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

3 第1項の規定により徴収すべき保険料の額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨て、前項の規定により徴収すべき保険料の額に100円未満の端数があるときはこれを切り上げる。

（延滞金の納付）

第22条 延滞金は、被保険者から保険料を徴収する市町村が当該被保険者から徴収し、その徴収した額を広域連合に納付するものとする。

（公示送達）

第23条 法第112条の規定において準用する地方税法第20条の2に規定する公

示送達は、広域連合の掲示場に掲示して行うものとする。

第5章 雑則

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第25条 被保険者が法第54条第1項の規定による届出をしないとき（同条第2項の規定により当該被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。

）又は虚偽の届出をしたときは、10万円以下の過料に処する。

第26条 法第54条第4項又は第5項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者は、10万円以下の過料に処する。

第27条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由がなく法第137条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。

第28条 偽りその他不正の行為により徴収を猶予した一部負担金に係る徴収金その他法第4章の規定による徴収金（広域連合が徴収するものに限る。）の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

第29条 第25条から前条までの過料の額は、情状により、広域連合長が定める。

2 第25条から前条までの過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

2 当分の間、被保険者、その属する世帯の世帯主又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者であって前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けたものについては、第14条第2項第1号中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額）」とする。

（平成21年2月・一部改正）

（平成20年度及び平成21年度における保険料の賦課総額の算定の特例）

3 平成20年度及び平成21年度における保険料の賦課総額の算定について第12条の規定を適用する場合においては、同条中「第14条及び第15条」とあるのは、「第14条、第15条、附則第4項、附則第9項、附則第11項、附則第12項、附則第14項、附則第15項、附則第17項及び附則第18項」とする。

（平成20年8月・平成21年2月・平成21年6月・一部改正）

（平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例）

4 平成20年度において被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第14条及び第15条の規定にかかわらず、当該年度分の被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に20分の19を乗じて得た額を控除した額とする。

5 平成20年度において保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得し、又は喪失した被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第14条及び第15条の規定にかかわらず、前項の規定により算定した被保険者均等割額から第1号に掲げる額に第2号に掲げる数を乗じて得た額を控除した額とする。

当該被保険者均等割額を6で除して得た額

6 から平成20年10月から平成21年3月までの間において被保険者の資格を有する月（被保険者の資格を取得した日の属する月を含み、被保険者の資格を

喪失した日の属する月を除く。)の数を控除した数

6 前2項の規定により被扶養者であった被保険者に係る被保険者均等割額を算定する場合においては、平成20年4月から同年9月までの間に係る被保険者均等割額は、0円とする。

7 第4項及び第5項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(平成20年度における市町村が徴収すべき保険料の額の特例)

8 平成20年度において市町村が徴収すべき被扶養者であった被保険者に係る保険料の額について第21条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「属する月」とあるのは「属する月(当該月が平成20年9月以前の場合は、平成20年10月)」と、同条第2項中「算定は、」とあるのは「算定は、平成20年10月から」と、「ときは、」とあるのは「ときは、平成20年10月から」とする。

(平成20年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課の特例)

9 平成20年度において第5条第1項に規定する基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の被保険者に対して賦課する所得割額は、同条の規定により算定した所得割額から当該所得割額に2分の1を乗じて得た額を控除した額とする。

(平成20年8月・追加)

10 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(平成20年8月・追加)

11 平成20年度において第14条第2項第1号に規定する被保険者(被扶養者であった被保険者を除く。次項において同じ。)に対して賦課する被保険者均等割額は、同条の規定により算定した被保険者均等割額に6分の1を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に3を乗じて得た額とする。

(平成20年8月・追加，平成21年2月・一部改正)

12 前3項の規定により第14条第2項第1号に規定する被保険者に対して算定した保険料の賦課額(保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得し，又は喪失した被保険者にあつては，当該賦課額について第13条の規定により月割りをもって算定した額)から，当該被保険者の保険料につき特別徴収の方法により徴収するとしたならば，令附則第12条第3項の規定に基づき徴収するものとされる支払回数割保険料額の見込額に3を乗じて得た額(保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得し，又は喪失した被保険者にあつては，当該額について第13条の規定に準じて月割りをもって算定した額)を減じた額がある場合で，当該額が500円未満であるときは，これを免除する。

(平成20年8月・追加，平成21年2月・一部改正)

13 前項の支払回数割保険料額の見込額は，第9項，第10項及び第11項の規定を適用しないものとして算定した額とする。

(平成20年8月・追加)

(平成21年度における被扶養者であつた被保険者に係る保険料の賦課の特例)

14 平成21年度において被扶養者であつた被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は，第14条及び第15条の規定にかかわらず，当該年度分の被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の9を乗じて得た額を控除した額とする。

(平成21年2月・追加)

15 平成21年度において保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得し，又は喪失した被扶養者であつた被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は，第14条及び第15条の規定にかかわらず，前項の規定により算定した被保険者均等割額について第13条の規定により月割りをもって算定した額とする。

(平成21年2月・追加)

16 前2項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは，これを切り上

げる。

(平成21年2月・追加)

(平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課の特例)

17 平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第2項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

(平成21年6月・追加)

18 前項の規定は、平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第2項第2号の規定を適用する場合においては、適用しない。

(平成21年6月・追加)

(平成22年度から平成25年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

19 平成22年度から平成25年度における保険料の賦課総額の算定について第12条の規定を適用する場合においては、同条中「第14条及び第15条」とあるのは、「第14条、第15条及び附則第20項から附則第31項まで」とする。

(平成22年2月・追加，平成23年2月・平成24年2月・平成25年2月・一部改正)

(平成22年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

20 平成22年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第15条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「被保険者(前条第2項第1号から第3号までの規定による減額がされない被保険者に限る。)が法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」と、「10分の5」とあるのは「10分の9」とする。

(平成22年2月・追加)

(平成22年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課の特例)

2 1 平成 2 2 年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第 1 4 条第 2 項第 1 号の規定を適用する場合においては，同号中「1 0 分の 7」とあるのは，「2 0 分の 1 7」とする。

（平成 2 2 年 2 月・追加）

2 2 前項の規定は，平成 2 2 年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第 1 4 条第 2 項第 2 号の規定を適用する場合においては，適用しない。

（平成 2 2 年 2 月・追加）

（平成 2 3 年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例）

2 3 平成 2 3 年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第 1 5 条の規定を適用する場合においては，同条第 1 項中「被保険者（前条第 2 項第 1 号から第 3 号までの規定による減額がされない被保険者に限る。）が法第 5 2 条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限り，当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」と，「1 0 分の 5」とあるのは「1 0 分の 9」とする。

（平成 2 3 年 2 月・追加）

（平成 2 3 年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課の特例）

2 4 平成 2 3 年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第 1 4 条第 2 項第 1 号の規定を適用する場合においては，同号中「1 0 分の 7」とあるのは，「2 0 分の 1 7」とする。

（平成 2 3 年 2 月・追加）

2 5 前項の規定は，平成 2 3 年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第 1 4 条第 2 項第 2 号の規定を適用する場合においては，適用しない。

（平成 2 3 年 2 月・追加）

（平成 2 4 年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例）

2 6 平成 2 4 年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について

第15条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「被保険者（前条第2項第1号から第3号までの規定による減額がされない被保険者に限る。）が法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」と、「10分の5」とあるのは「10分の9」とする。

（平成24年2月・追加）

（平成24年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課の特例）

27 平成24年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第2項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

（平成24年2月・追加）

28 前項の規定は、平成24年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第2項第2号の規定を適用する場合においては、適用しない。

（平成24年2月・追加）

（平成25年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例）

29 平成25年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第15条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「被保険者（前条第2項第1号から第3号までの規定による減額がされない被保険者に限る。）が法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」と、「10分の5」とあるのは「10分の9」とする。

（平成25年2月・追加）

（平成25年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課の特例）

30 平成25年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第2項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「10分の7」とあるのは、

「20分の17」とする。

(平成25年2月・追加)

- 31 前項の規定は、平成25年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第2項第2号の規定を適用する場合には、適用しない。

(平成25年2月・追加)

附 則(平成20年8月7日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成21年2月5日条例第3号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月9日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成22年2月10日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第8条及び第9条の規定は、平成22年度以後の年度分の保険料について適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則(平成23年2月2日条例第1号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年8月11日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

附 則(平成24年2月9日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第8条から第10条の規定は、平成24年度以後の年度分の保険料について適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年2月8日条例第1号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。